

## Vol.48 「まさかの順位」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

## 1. 知財に関する認識は？

「知的財産権は国の経済発展に寄与しますか？」と問われたら読者の方々の多くはYesと答えるのではないだろうか。本誌の読者は知的財産関係の方々が多いであろうから、そのような回答になることも頷ける。では世の中一般の人々に同じ質問をしたらどうであろうか。このような疑問に対する答えを求めて、WIPOでは知財の専門家ではなく、一般の人々の知財に関する認識を世界的に調査した。その結果がWIPO Pulse 報告書である<sup>1</sup>。世界74か国で3万5,000人に対して調査を行った。調査対象国にはもちろん日本も入っている。

## 2. 最下位？

WIPO Pulse では知財に関する認識を調査したが、その中の一つが先の「知的財産権は国の経済発展に寄与しますか？」という質問である。この知財保護の経済的価値についての回答は地域によって興味深い差があった。調査は西欧+北米等諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国、東欧諸国、アジア太平洋諸国（含：日本）、アフリカ諸国の5つの地域で行われた。先進国でYesの率が高いと思いきや、アジア太平洋が75%で最も高く、アフリカ70%、ラ米・カリブ67%、東欧54%、そして西欧+北米等は52%と最も低い。日本は最も高いアジア太平洋グループであるが、日本のスコアは48%と

地域内で最下位であり、世界全体でも下位10%に入っている。

## 3. 先進国における知財の知名度は高くない？

なぜ日本の順位がそんなに悪いのか、についての明確な答えはこの調査からは明らかではない。興味深いのは、日本のみならず全体として西欧・北米等のいわゆる先進国地域のスコアが多くの項目において他の地域より低いということである。この点を含めて調査内容をいくつか紹介したい。

知的財産と言っても、特許、商標、意匠、著作権、地理的表示など色々なものがあるが、まずはこれら異なる形態の知財がどれだけ認知されているかについてである。音楽、小説、アートなど日常生活で触れることも多い著作権が最も認知度が高く44%であった。続いてブランドにも関係する商標が36%、ワインや農産物などでお目にかかる地理的表示が35%と僅差で続く。そして特許が28%、意匠が25%である。知財の専門家ではなく一般の人々が調査対象であるので、日常生活で触れることの多い著作権、商標の認知度が高い結果となった。また地理的表示の認知度が特許や意匠よりも高いことは、ワインやご当地産品などが増えていることを反映しているのかもしれないが興味深い。この認知度については、西欧・北米地域はいじ

れの知的財産においてもトップの項目はなく、多くにおいて他地域の後塵を拝しており、地理的表示、意匠においては5地域中最下位、著作権、商標で4位、特許でようやく3位という状況である。

ちなみに日本は著作権55%、商標45%、特許45%、地理的表示24%、意匠20%であり、著作権、商標、特許については世界平均を上回ったものの、地理的表示、意匠は下回った。

発明、ブランド（商標）、著作物、デザイン（意匠）、地理的表示のいずれにおいても、知的財産の数だけを見れば先進国で生まれたものが多いであろうが、認知度という観点からはむしろ途上国の方が高いというのはとても興味深い。

## 4. 日本の今後は

ハイテク日本、クールジャパンなど日本にお

いて知的財産に関する報道を見ない日の方が少なくらい知的財産関連のニュース、情報はあふれている。しかし、知的財産に関する認知度、とりわけ知的財産権は国の経済発展に寄与するかという点に関しての日本の一般市民の意識はまだまだ低いという実情が明らかになった。この調査は2年ごとに行うので、次回は2027年である。果たして日本の状況はどうなっているか。人々の認識を変えようということは一朝一夕にはできないかもしれないが、WIPOとしてまだできること、やらなければならないことがあると考えさせられる調査結果である。

<sup>1</sup> Web版は<https://www.wipo.int/web-publications/wipo-pulse-2025/en/index.html>、PDF版は<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2025-13-en-wipo-pulse-2025.pdf>からアクセス可能。

## NATSUME, Ken-Ichiro (WIPO 事務局長補)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。なお、本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、筆者の所属するWIPOの見解ではない。